

議題 2 (委員会決裁事項 (規則第 3 条第 2 号))

大阪府教育委員会会議規則の改正について

大阪府教育委員会会議規則において、毎月一回招集するとされている大阪府教育委員会会議の招集について、例外規定を設けるため、大阪府教育委員会会議規則第 2 条を改正する。

令和 6 年 6 月 24 日

大阪府教育委員会

<参考>

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第 3 条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

二 重要な教育委員会規則その他委員会の定める規程で特に重要なものの制定又は改廃に関する事。

大阪府教育委員会規則第 号

大阪府教育委員会会議規則の一部を改正する規則

大阪府教育委員会会議規則（昭和三十二年大阪府教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(会議) 第二条 会議は、毎月一回招集する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。 2 教育長が必要があると認めるときは、臨時に 3 会議を招集することができる。 3・4 (略)	(会議) 第二条 会議は、毎月一回招集する。ただし、教育長が必要があると認めるときは、臨時に会議を招集することができる。 2 3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。